

利用上の注意

1 調査の範囲

- 織物生産 ① 従業者10人以上の事業所および経済産業大臣の指定する事業所
② 2以上の事業所で生産した調査品目の販売管理を行っている本社等の事業所
- 染色整理 ① 主たる工程を機械設備によって行う事業所のうち、従業者20人以上の事業所

2 この公表値は県独自に集計したものであり、後日経済産業省から公表される数値とは相違する場合がある。また、既に公表済みの速報値を一部補正した。

3 「－」は該当数字のないこと、「X」は申告者の秘密を保持するため、1または2の事業所に属する数を秘匿したことを示すものである。また、3以上の事業所に属する数でも前後の関係から1または2の事業所の数値が判明する場合には「X」で表した。

4 数量および比率については、単位未満を四捨五入したため、合計と内訳が一致しないことがある。